

J-POINTプログラム利用規定

第1条 (本利用規定)

- J-POINTプログラムとは、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」といい、当社とあわせて「両社」という。）が運営するポイントプログラムを利用したサービスをいいます。本利用規定は、J-POINTプログラムに関する基本的事項を定めるものです。
- J-POINTプログラムは両社が定めるJCBブランドカード（以下「カード」という。）に関する契約（以下「JCB会員規約」という。）に規定する付帯サービスとして提供されます。本利用規定に定めのない事項については、各JCB会員規約が適用されます。
- J-POINTプログラムは、各JCB会員規約を承認のうえ、当社よりカード（ただし、ホームページまたはサービスガイド等で両社がJ-POINTプログラムの対象となることを通知・公表しているものに限りです。）の貸与を受けた個人カードの本会員および家族会員、ならびに法人カードの法人会員およびカード使用者（以下総称して「会員」という。）を対象とします。
- 家族会員およびカード使用者は、各JCB会員規約に基づく代理権、または会員自身の権利により、J-POINTプログラムを利用することができます。詳細は第9条第1項の表をご確認ください。
- JCB会員規約（個人用）に規定される本会員、JCB会員規約（一般法人用）に規定される法人会員、JCB会員規約（使用者支払型法人用）に規定されるカード使用者、およびJCB会員規約（法人債務・カード使用者立替用）に規定されるカード使用者を総称して本会員等といえます。
- 本利用規定の用語の定義は、本利用規定で特に定義しない限り、各JCB会員規約における定義によります。
- 両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、本利用規定を改定できるものとします。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として本会員等に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、当社またはJCBのホームページ等での公表のみとする場合があります。なお、本利用規定の改定が、J-POINTプログラムの内容の変更にわたる場合には、第21条第3項が適用されるものとします。

第2条 (J-POINTプログラムの内容および情報の共同利用)

- J-POINTプログラムにおけるJ-POINT（以下「ポイント」という。）とは、会員が各JCB会員規約に基づき発行を受けたカードを使用して、ショッピング利用等を行った場合に、両社所定の条件および基準に従い、付与されるポイントをいいます。
- 第9条第1項で規定する交換可能会員は、本会員等に付与されたポイントを、ポイント数に応じて、当社が提供する特典と交換することができます。
- 会員は、当社、JCB、およびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社（以下「JCBの提携会社」という。）が問い合わせ対応、ポイント管理、およびJ-POINTプログラムのサービス提供上必要な事務を行うため、JCB会員規約（個人用）に規定される会員、JCB会員規約（使用者支払型法人用）に規定されるカード使用者およびJCB会員規約（法人債務・カード使用者立替用）に規定されるカード使用者については、住所、氏名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、JCB会員規約（一般法人用）に規定される法人会員については、住所、法人名・代表者名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、共同利用することに同意するものとします。JCBの提携会社はJCBカードサイト（<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）にてご確認ください。
- 前項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について、責任を有する者はJCBとなります。

第3条 (ポイントの付与条件)

- 当社は、原則として、会員のショッピング利用代金額200円（ただし、一部のショッピング利用については、200円とは異なる金額となる場合があります。この1ポイントが付与されるショッピング利用代金額のことを「ポイント算定基準額」という。）につき1ポイントと、次項その他本規定の条件に基づき、本会員等に付与します。ただし、第4条に定める一部のショッピング利用については、ポイント付与の対象外となります。本項に基づき付与されるポイントを「通常獲得ポイント」といいます。
- 当社は、カードごとに、標準期間（前月16日から当月15日までの期間をいう。以下同じ。）の会員のポイント付与の対象となる各ショッピング利用代金額を各ポイント算定基準額で除した数（小数点以下まで計算されます。）を合算して算出した数（小数点以下切り捨て）の通常獲得ポイントを約定支払日（ただし、いずれの月の約定支払日に付与されるかについては、第4項に規定するとおりとします。）に本会員等に付与します。（以下、ポイントを付与する日を「ポイント付与日」という。）また、両社所定のカードについては、標準期間およびポイント付与日が異なるものがあります。なお、事務処理上の都合により、ポイント付与日が遅延したり、変更になることがあります。
- 当社は、通常獲得ポイントとは別に、本会員等にポイントを付与する場合があります。当該ポイントのことを「ボーナスポイント」（なお「優遇ポイント」等と表示される場合もあります。）といい、以下の(1)から(4)はボーナスポイントに含まれます。一部のポイント交換においては、ボーナスポイントからの特典交換の条件が、通常獲得ポイントからの特典交換の条件と異なる場合があります。
(1)J-POINT ボーナス制度（第8条に定めるものをいう。）に基づき付与されるポイント
(2)両社所定の加盟店または両社所定のWEBサイトを介した加盟店でショッピング利用した場合に通常獲得ポイントよりも優遇されたポイントが付与される場合の、通常獲得ポイントを超えた部分のポイント
(3)当社または両社の実施する各種キャンペーンに基づき付与されるポイント
(4)上記のほか、当社または両社が「ボーナスポイント」もしくは「優遇ポイント」等と表示して付与するポイントおよび本規定にボーナスポイントとして付与する旨規定されているポイント
- 本会員等への通常獲得ポイントのポイント付与日はお支払い方法により異なり、下表のとおりとします。ポイント付与日より前にポイントを付与することはできません。また、ボーナスポイントのうち、前項(1)に定めるポイントの付与日は第8条第4項に定めるとおりとし、前項(2)、前項(3)および(4)に定めるポイントの付与日は当社または両社所定の日とします。

お支払い方法	ポイント付与日
ショッピング1回払い	当該ショッピング利用代金の約定支払日に一括して付与します。
ショッピング2回払い	当該ショッピング利用代金の各約定支払日に2回に分けて付与します。
ボーナス1回払い	当該ショッピング利用代金の約定支払日(8月または1月)に一括して付与します。
ショッピングリボ払い	当該ショッピング利用代金の初回約定支払日に一括して付与します。
ショッピング分割払い	
ショッピングスキップ払い	会員がショッピングスキップ払いを指定する前の当該ショッピング利用代金の約定支払日に一括して付与します。

- 加盟店から、当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する付与対象取引にかかる売上伝票または売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れ、約定支払日も遅れる場合があります。この場合、ポイント付与日は、現に会員からカード代金の支払いを受ける約定支払日となります。

第4条 (ポイント付与の対象外取引)

金融サービス(キャッシング1回払い(海外キャッシング1回払いを含む)およびキャッシングリボ払い等)における利用代金、手数料(ショッピングリボ払い手数料・分割払い手数料・スキップ払い手数料など)、費用（年会費など）、および一部のショッピング利用代金（各種電子マネーチャージ利用代金、募金の利用代金など）（以下総称して「付与対象外代金」という。）については、ポイント付与の対象外となります。また、当社またはJCBが指定するショッピング利用については、第3条第1項に定めるとおり、ポイント算定基準額が200円以

外の金額となる場合があります。JCBが指定する付与対象外代金およびポイント算定基準額が異なる利用代金の最新の情報については、JCBカードサイト（<https://www.jcb.co.jp/point/pop/excluding.html>）をご参照ください。対象外代金およびポイント算定基準額が異なる利用代金の対象は、変更または追加される場合があります、この場合、事前に公表または通知します。また、両社所定のカードについては、上記以外の付与対象外代金およびポイント算定基準額が異なる利用代金が存在する場合があります。詳細は各ご利用ガイドをご参照ください。

第5条 (返品、キャンセル、利用金額変更等の場合の措置)

- ポイント付与の対象となるショッピング利用（以下「付与対象取引」という。）について、取消もしくは解除、または金額の変更等がなされたことにより、当社が会員に対してショッピング利用代金の全部または一部の返金（会員の当社に対する債務と相殺する場合を含む。以下本条において同じ。）を行う場合、当該返金の金額につき、ポイントが減算されます。ポイントの減算条件については、第3条が準用されます。また、ショッピング利用代金の返金時（付与対象取引が行われた時ではない。）を基準時として、当該時点で適用されるポイント算定基準額を適用し減算が行われるものとします。
- 当社は、前項に基づくポイントの減算を、会員に新たに付与されるポイントと相殺する方法により行うことができます。また当社は、ポイント減算額が当該ポイント減算と同時に会員に付与されるポイント数を上回る場合には、その差額につき、当社が会員に対して既に付与したポイントの残高、または将来付与するポイントから減算するものとします。

第6条 (ポイントの確認)

付与されたポイントの残高は、会員専用WEBサービス「MyJCB（マイジェーシービー）」、ご利用代金明細書（当社から送付される場合に限りです。）にて確認いただくことができます。なお、確認できるポイントの残高は、その時点における最新情報ではないことがあります。

第7条 (他カードへのポイント移行の禁止)

カードの名義によらず、両社が本利用規定等で定めた場合を除き、あるカードに付与されたポイントを、他のカードへ移行させることはできません。

第8条 (J-POINTボーナス)

- J-POINT ボーナス制度とは、各年度（毎年12月16日から翌年12月15日までを一年度とします。以下同じ。）内の付与対象取引の利用代金（ただし、例外的に、両社所定のカードについては、一部の付与対象外代金が含まれる場合があります。）の合計金額がJCB所定の金額（以下「達成基準金額」という。）に達した場合に、本会員等に対してボーナスポイント（本制度に基づき付与されるボーナスポイントのことを「J-POINT ボーナス」という。）を付与する制度です。当社は、J-POINT ボーナス制度の対象であることを当社またはJCBが通知または公表しているカード（以下「J-POINT ボーナス対象カード」という。）の本会員等に対してJ-POINT ボーナスを付与します。J-POINT ボーナス制度の詳細情報については、JCBカードサイト（<https://www.jcb.co.jp/point/j-point-bonus/>）をご参照ください。
- 前項に定める利用代金の合計金額の集計対象となる会員の範囲は下表のとおりとします。

適用される会員規約	利用代金の集計対象とする会員の範囲
JCB会員規約（個人用）	本会員および家族会員の利用代金
JCB会員規約（一般法人用）	法人会員および全てのカード使用者の利用代金
JCB会員規約（使用者支払型法人用）	カード使用者ごとの利用代金
JCB会員規約（法人債務・カード使用者立替用）	カード使用者ごとの利用代金

- 加盟店から当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する付与対象取引にかかる売上伝票または売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れ、約定支払日も遅れる場合があります。この場合において、当社に売上伝票または売上データが到達した日が当該年度内に間に合わなかった場合には、第1項にかかわらず、当該年度の利用代金の合計金額の集計対象とならず、翌年度の利用代金の合計金額の集計対象として取り扱われる場合があります。
- J-POINT ボーナスは、第1項に定める利用代金の合計金額が達成基準金額に到達した日が含まれる標準期間の末日の翌月12日に付与されます（例えば、2026年1月16日から2026年2月15日の標準期間内に達成基準金額に到達した場合、2026年3月12日にポイントが付与されます。）。ただし、前項第1文に該当する事由が発生した場合、当社に売上伝票または売上データが到達した日を基準として利用代金の合計金額が集計されて達成基準金額への到達有無が判定されるため、ポイント付与日は翌月以降となります。
- J-POINT ボーナス制度は、カード契約ごとに会員に提供されるサービスです。会員が複数のJCBカードを保有している場合であっても、当該カードの会員の名義が同一であるか否かにかかわらず、異なるカード契約に基づく複数のカードにおける利用代金の金額を合算したり、あるカードにおける合計金額を他のカードに承継させたりすることはできません。
- 本会員等が両社の承諾に基づき、同一のカード契約内において会員区分の変更（会員規約（個人用）（会員区分の変更）または会員規約（一般法人用）（法人会員とカード使用者）第9項に基づくもの）をいい、異なるカード契約を新たに締結する場合は含みません。以下同じ。）をした場合であって、当該変更の結果、会員のカードがJ-POINT ボーナス対象カードではないカード（以下「J-POINT ボーナス対象外カード」という。）からJ-POINT ボーナス対象カードに変更された場合、会員区分の変更の効力が発生した日（両社内において、会員区分の変更の登録を行った日をいい、本会員等が会員区分の変更の希望を申し出た日や本会員等に新たなカード等が届いた日等とは異なります。以下、本条において同じ。）から第1項の利用代金の集計が開始されるものとし、会員区分の変更日前の利用代金額は集計の対象とはなりません。
- 本会員等が両社の承諾に基づき、同一のカード契約内において会員区分の変更をした場合であって、当該変更の結果、会員のカードがJ-POINT ボーナス対象カード内でJ-POINT ボーナスの付与数等の付与条件が異なるカードに変更された場合、当該変更前の利用代金の合計金額は変更後に引き継がれるものとします。また、本会員等に付与されるJ-POINT ボーナスの付与数は、会員区分の変更の効力が発生する前に、第1項から第4項に基づき利用代金の合計金額が達成基準金額に到達している場合であったとしても、当該達成基準金額に到達した日が含まれる標準期間の末日が属する当月20日（以下「会員区分判定基準日」という。）時点の会員区分に基づき決定されるものとします。
- 本会員等が両社の承諾に基づき、同一のカード契約内において会員区分の変更をした場合であって、当該変更の結果、会員のカードがJ-POINT ボーナス対象カードからJ-POINT ボーナス対象外カードに変更された場合、会員区分の変更の効力が発生する前に、第1項から第4項に基づき利用代金の合計金額が達成基準金額に到達している場合であったとしても、会員区分判定基準日においてJ-POINT ボーナス対象外カードへの会員区分の変更がなされている場合には、当該達成基準金額の達成にかかるJ-POINT ボーナスは本会員等に付与されません。

第9条 (ポイントの交換)

- ポイントを特典と交換ができる会員、および交換できるポイントの範囲は下表のとおりです。

適用会員規約	交換できる会員 (以下、「交換可能会員」という。)	家族会員ならびに カード使用者の交換の根拠	交換できるポイントの範囲
JCB会員規約 (個人用)	本会員および 家族会員	家族会員の交換は、本会員から 授与された代理権による	第3条第1項、第3項に基づき本会員 に付与されたポイント
JCB会員規約 (一般法人用)	法人会員および カード使用者	カード使用者による交換は、 法人会員から授与された代理権による	第3条第1項、第3項に基づき法人会 員に付与されたポイント
JCB会員規約 (使用者支払型法人用)	カード使用者	カード使用者の交換は、 カード使用者自身の権利による	第3条第1項、第3項に基づきカード 使用者各自に付与されたポイント
JCB会員規約(法人債務 ・カード使用者立替用)	カード使用者	カード使用者の交換は、 カード使用者自身の権利による	第3条第1項、第3項に基づきカード 使用者各自に付与されたポイント

- なお、家族会員およびカード使用者は本会員等から授与された代理権に基づき、月ごとの獲得ポイント数およびポイント詳細、使用済みポイント数、失効ポイントおよび失効予定ポイント数を確認することができます。
- 家族会員またはカード使用者が前項の規定に基づきポイントを交換したことにより、本会員または法人会員が不利益を被った場合でも、両社は当該不利益につき責任を負いません。
 - ポイントは、JCB所定の次の各号の特典と交換することができます。
 - 本会員等の標準期間のカード利用に基づく約定支払額から減算することが可能な現金等価物への交換（約定支払額からの減算以外の方法で当該現金等価物を使用することはできません。本号に基づく約定支払額の減算のことを「キャッシュバック」といいます。この場合、(2)号と異なり、個別のショッピング利用代金が減額されるわけではありません。）
 - 次条に基づき提携先ショッピングの支払代金の全部または一部に充当することが可能な現金等価物への交換（この場合、当該現金等価物は個別のショッピングの支払代金に充当されます。）
 - JCBが公表する各種他社ポイント、商品券等への交換
 - JCBが公表するその他の商品への交換
 - JCBは、ポイントと交換できる特典、特典の交換条件、特典を使用する際の条件その他注意事項、および当該特典の交換申込受付期間がある場合には当該交換申込受付期間、その他の事項等を、WEBサイトへの掲示等の方法により必要に応じて公表します。会員はそれらの公表された内容を確認し、同意の上で、ポイントを特典に交換するものとします。
 - JCBは営業上その他の理由により、随時、特典の内容の見直しを行っており、特典の内容を変更する場合があります。特典に交換申込受付期間がない場合、両社は特定の特典についての交換申込受付を適宜終了する場合がありますが、会員への影響を考慮して必要に応じて事前に公表します。また、交換申込受付期間がある場合であって、交換申込受付期間が経過する前であっても、両社への特典の供給が中止された場合等やむを得ない事情が生じた場合には、特定の特典についての交換申込受付を終了する場合があります。
 - 交換可能会員は、付与されたポイントを当社が提供する特典以外の金品と交換することはできません。また、一度交換した特典を、さらに別の特典と交換することはできません。
 - 両社所定のカードを除き、本会員等が自己の名義で複数のカードを保有する場合、交換可能会員は、これらのカードごとに付与されたポイントを合計して特典と交換することができます。
 - ポイントの交換は、原則として失効日が近いポイントから行われます。ただし、両社所定のカード、および前項の合計申込みが認められている場合において、合計申込み時に、ポイント交換を申込みカードの優先順位を指定した場合はこの限りではありません。
 - 交換した特典の送付先はカードの送付先または本会員などが指定した住所のみとし、国内に限ります。
 - 交換した特典の利用にあたって発生する交通費、宿泊代、税金その他の費用については、両社は一切負担いたしません。
 - 交換した特典に対して生じる公租公課に関する申告、納付等は交換を行った会員および本会員等の責任において行うものとします。
 - 交換可能会員は交換した特典に欠陥があった場合には、特典受領から3ヵ月以内に、JCBカードサイト(<https://www.jcb.co.jp/support/>)に記載の問い合わせ方法でその旨を通知するものとします。

第10条 (J-POINT ShoppingおよびJ-POINT Shoppingにおける情報の共同利用)

- 「J-POINT Shopping」とは、両社もしくはJCBが指定する第三者（以下「提携先」という。）が提供するオンラインサービス（以下「提携先サービス」という。）において、会員が提携先との契約に基づき、提携先から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたって（以下、会員と提携先との間の当該取引を「提携先ショッピング」という。）、提携先ショッピングの支払いの全部もしくは一部にポイントを使用できるサービスをいいます。
- 以下の①または②のとき、両社および提携先が承認した場合に、両社はJ-POINT Shoppingの利用登録を行います。会員は、利用登録が有効になされている期間、本条に基づき、J-POINT Shoppingのサービスを受けることができます。
 - 提携先サービスにおいて、提携先ショッピングの支払代金の決済手段として、J-POINTプログラムの対象となるカード番号が登録されたとき。
 - 会員が、両社および提携先所定の手続きに基づき、J-POINT Shoppingの登録申請を行ったとき。
- ポイントの使用方法および使用条件は以下の各号の定めによるものとします。会員が、提携先ショッピングの支払いに使用するポイント数を指定すると、指定されたポイント数に交換換算レートに乗じた金額が、提携先ショッピングの支払代金の全部または一部に充当されます。
 - 使用ポイント数は、JCBまたは提携先所定のポイント数単位で、カード決済額を上限として指定いただけます。使用できるポイント数単位および交換換算レートは提携先により異なります。提携先ごとの「J-POINT Shopping」のサービス等の詳細は、JCBが提携先ごとに定める特約（以下「個別特約」という。）またはJCBのホームページ等でご確認ください。
 - ポイントの使用を申し込まれた場合、当社または提携先所定のタイミングで、使用したポイント数が最新の保有ポイント数から減算されます。
 - 会員が利用できるポイントは、提携先ショッピングの支払代金の決済手段として使用するカードのポイントとなります。複数のカードのポイントの合算はできません。
- 提携先のWEBサイトにおいて、ポイント使用の申込みが完了した場合、原則としてポイントは返還されません。ただし、提携先との間で提携先ショッピングが取消された場合、第三者による不正使用があった場合、または提携先ショッピングのカード決済不承認等があった場合、当該ポイントの返還に代えて、同ポイント数のボーナスポイントを付与します。ただし、提携先ショッピングが取消された結果、当該ショッピングで購入した商品等の返品にかかる送料が発生した場合、その返品時の送料相当分のポイント数を差し引いたポイント数のボーナスポイントを付与します。
- 会員が、提携先ショッピングの支払代金の決済手段として、J-POINTプログラムの対象となるカード番号を登録したとき、両社は、カード番号等の、会員が「J-POINT Shopping」を利用するために必要な情報を、提携先から受領します。
- 両社は、第2項の利用登録がなされた会員につき、当該会員が「J-POINT Shopping」を利用するために必要な会員の個人情報を、当該提携先との間で共同利用します。提携先ごとの、共同利用する者の範囲、共同利用される個人情報の項目、共同利用者の利用目的および個人情報の管理について責任を有する者については、JCBカードサイト所定のページ（<https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/>）にて公表いたします。なお、当該共同利用は両社と各提携先との間の共同利用であり、各提携先間で本項に定める会員の個人情報が共同利用されることはありません。
- JCBは、①新たな提携先の追加、②既存の提携先におけるJ-POINT Shoppingの終了、③個々の提携先におけるJ-POINT Shoppingにおけるポイントのポイント数単位その他の交換条件、交換換算レート、交換方法等の変更等を行うことができます。JCBは、これらの変更（ただし、①の変更は含みません。）を行うことにより会員のポイント使用に不利な影響（ただし、軽微な影響は含みません。）をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までにJCBのホームページ等で公表します。なお、最新の情報は随時JCBのホームページ等にて確認できます。
- 提携先サービスおよび提携先ショッピングは、会員と提携先との間の契約に基づき行われる取引であり、両社は契約主体ではありません。会員がポイントを使用した提携先ショッピングに関して、商品・権利の引渡し、もしくはサービス提供の有無、またはそれらの商品・権利もしくはサービスが、会員と提携先との間の契約の内容に適合しないこと等につき、会員と提携先または加盟店との間に生じた紛議については、その紛議が両社の責めに帰すべき事由により生じた場合を除いて、両社は一切責任を負いません。
- 本規定と、個別特約との間に相違がある場合には、個別特約の内容を優先して適用するものとします。
- 本サービスの利用登録がされた会員は当社および提携先所定の手続きで申請することにより、利用登録を解除することができます。また、

両社は、会員に第15条第1項各号または同条第2項各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、当該会員の利用登録を解除することができます。

11.前条第1項、第2項、第4項、第5項、第8項および第11項は、J-POINT Shoppingにも準用されるものとします。

第11条（ポイント交換の受付・取消）

1.ポイント交換の申込みは、以下の①②の要件をいずれも充たす場合のみを有効とします。

①当社にて受付がなされた時点において、特典の交換に使用するポイントの有効期限が満了していないこと

②第9条第4項に定める交換申込受付期間内に当社にて受付がなされていること

2.当社において交換可能会員からのポイント交換の申込みに対する受付（以下「ポイント交換受付」という。）がなされた時点以降は、交換可能会員は当該申込みをキャンセルすることはできません。前項および本項にいう、「受付がなされた」とは以下の時点をいいます。

(1)インターネットでの申込み：画面上で受付完了の表示がなされた時点

(2)電話での申込み：受付完了のアナウンスが流れた時点

(3)モバイルアプリでの申込み：画面上で受付完了の表示がなされた時点

3.前項の受付がなされた時点以降、特典の送付やポイントの移行には一定期間を要し、至急発送等の特別対応は一切応じることができません。

4.ポイント交換受付がなされたにもかかわらず、ポイント交換手続きが完了しなかった場合（なお、本条第5項から第7項の場合はこれに当たりません。）、当社は当該ポイント交換受付に基づき減算したポイントを、本会員等に対し返還するものとします。この返還は、減算したポイントが通常獲得ポイントかボーナスポイントにかかわらず、減算したポイント数と同数のボーナスポイントを本会員等に付与する方法による返還とします。ただし、減算したポイントが通常獲得ポイントの場合であり、かつ、本会員等から、ポイント交換手続きが完了しなかったことについて本会員等および交換可能会員に帰責性がない旨の申し出を受け、当社がそれを確認できた場合には、同数の通常獲得ポイントを本会員等に付与する方法による返還とします。

5.当社が特典を送付したにもかかわらず、発送日から1ヵ月間を経過しても交換可能会員による受取がなされなかった場合、当社は、交換可能会員からのポイント交換の受付を解除、または取り消すことができます。この場合、当社は、当該特典と交換したことにより既に減算したポイントを、本会員等に対し返還するものとします（なお、減算したポイントが通常獲得ポイントかボーナスポイントにかかわらず、減算したポイント数と同数のボーナスポイントを本会員等に付与する方法による返還とします。）。ただし、減算された元のポイントが返還されたと仮定しても、その時点で当該ポイントの有効期限が経過している場合には、当該ポイントが復活することはありません。

6.当社が特典を発送したにもかかわらず、交換可能会員が故意または重過失により特典の受取を拒絶した場合、当社は原則として前項の解除または取消を行わず、したがって当該特典と交換したことにより既に減算されたポイントは、本会員等に対して返還されません。当社による特典の保管期間は、当社が最初に特典を発送した日から2ヵ月とし、保管期間満了後は、当社にて、当該特典の廃棄等の処分を行うことができるものとします。

7.前項にかかわらず、賞味期限や消費期限のある食品、公演日等の期日が指定された観賞券、その他期限または期日のある特典について、当社が特典を送付したにもかかわらず、当該期限または期日までに受取がなされなかった場合、当社にて、当該期限または期日の翌日以降に、当該特典の廃棄等の処分を行うことができます。かかる処分を行った場合、当該特典と交換したことにより既に減算されたポイントは、本会員等に対して返還されません。

第12条（ポイント交換における制限）

第9条、第10条および第11条のほか、両社所定のカードにおけるポイント交換については、ポイント移行コース等、一部選択できない特典があります。詳細はMyJCB、各ご利用ガイド等をご参照ください。

第13条（ポイントの有効期限）

1.ポイントの有効期限は以下表のとおり（例えば、ゴールドカードの場合、2026年2月の約定日（10日）に付与されたポイントは2029年2月15日まで有効）となります。ポイントの有効期限に関する詳細情報については、JCBカードサイト（<https://www.jcb.co.jp/point/about/>）をご参照ください。

一般カード	ゴールドカード(*)	JCBゴールド ザ・プレミア プラチナ JCBザ・クラス
ポイント付与日から2年間 (24ヵ月)を経過した日 が属する月の15日	ポイント付与日から3年間 (36ヵ月)を経過した日 が属する月の15日	ポイント付与日から5年間 (60ヵ月)を経過した日 が属する月の15日

(*)MyJCB・ホームページ等で両社が上記の有効期限の対象となることを通知・公表しているものに限り、その他のゴールドカードについては、一般カードの有効期限と同様となります。

2.有効期限を満了したポイントは失効します。当社は、失効したポイントに対する復活等の特別措置には一切応じることができません。

第14条（ポイントの譲渡の禁止）

本会員等は、付与されたポイントを他人に譲渡または質入したり、他人と共有したり、相続させることはできません。

第15条（権利の喪失およびサービス停止）

1.次の各号に該当する会員は、ポイントの付与、ポイントの特典との交換、その他J-POINTプログラムのサービスを受けるすべての権利を喪失します。また、本会員または法人会員が次の各号に該当した場合、その家族会員およびカード使用者も同様に権利を喪失します。

(1)両社が有効期限を更新したカードを発行しないで、カードの有効期限が経過した場合

(2)カードを退会し、またはカードの会員資格を喪失した場合

(3)死亡した場合

2.当社は、次の各号に該当する会員に対し、何らの通知なくして、ポイントの付与、ポイントの特典との交換、その他J-POINTプログラムのサービスを受ける権利を喪失させ、またはサービスの提供を停止することができます。また、本会員または法人会員が次の各号に該当した場合、その家族会員およびカード使用者に対しても同様に権利を喪失させ、またはサービスの提供の停止をすることができるものとします。

(1)各JCB会員規約または本利用規定に違反した場合

(2)違法行為または不正行為を行った場合

(3)その他、前各号に準じるものと当社が判断した場合

3.当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知なくして、ポイントの付与、特典との交換、その他J-POINTプログラムのサービスの提供を停止することができます。また、本会員またはJCB会員規約（一般法人用および法人債務・カード使用者立替用）が適用される法人会員が当社に対する支払債務を延滞した場合、その家族会員およびカード使用者に対しても同様にサービスの停止をすることができるものとします。

第16条（会員区分の場合の措置）

本会員または法人会員が、すでに入会済みのカードにおいて、一般カードからゴールドカードへの変更など、会員区分の変更を行った場合、変更前のカードにおけるポイント残高が変更後のカードに承継されるほか、第8条第6項から第8項の規定が適用されます。

第17条（トラブル時の対応）

本会員、法人会員またはカード使用者が、カードの紛失、盗難等のために、JCBよりカードの再発行を受けた場合、紛失・盗難等がなさ

れたカードにおけるポイント残高は、再発行されたカードに承継されます。他方、紛失・盗難等がなされたカードを退会した場合は、新たに入会しても、かかる承継はなされません。

第18条（カードの紛失または盗難による第三者の不正交換）

1. カードの紛失または盗難により、第三者に当該カード記載のカード番号を利用して不正にポイントの交換が行われた場合（以下「不正交換」という。）、これにより減算されたポイントは、本会員等の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員がカードの紛失または盗難の事実を速やかに当社またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出した場合、当社は、本会員等に対して届出の日の60日前以降の不正交換につき、減算されたポイントを返還します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
 - (1) 会員が各JCB会員規約のカードの管理に関する規定に違反したとき
 - (2) 会員の従業員（法人会員の従業員に限ります。）、家族、同居人等、会員の関係者が不正交換を行ったとき
 - (3) 会員またはその法定代理人（法人会員においてはその代表者）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失または盗難が生じたとき
 - (4) 紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき
 - (5) 会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCBや捜査機関の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき
 - (6) MyJCBに登録されたログインIDおよびパスワードが使用された場合で、これらの管理につき会員に故意または過失があったとき
 - (7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき
 - (8) その他各JCB会員規約または本利用規定に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき

第19条（カードの紛失または盗難以外の場合における第三者の不正交換）

カードの紛失または盗難なくして不正交換が行われた場合、会員がカードの不正交換の事実を速やかに当社またはJCBに届け出るとともに、当社またはJCBの請求により所定の届出を当社またはJCBに提出した場合、当社は、本会員等に減算されたポイントを返還します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1) 会員が各JCB会員規約のカードの管理に関する規定に違反したとき
- (2) 会員の従業員（法人会員の従業員に限ります。）、家族、同居人等、会員の関係者が不正交換を行ったとき
- (3) 会員またはその法定代理人（法人会員においてはその代表者）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって不正交換が行われたとき
- (4) 当社またはJCBに対する届出の内容が虚偽であるとき
- (5) 会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCBや捜査機関の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき
- (6) MyJCBに登録されたログインIDおよびパスワードが使用された場合で、これらの管理につき会員に故意または過失があったとき
- (7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に不正交換が行われたとき
- (8) その他各JCB会員規約または本利用規定に違反している状況において不正交換が行われたとき

第20条（システムトラブルへの対応）

1. 両社は、J-POINTプログラムに使用する電子機器、ソフトウェアなどのシステムにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的な保守および運用を行います。
2. 両社は、電子機器、ソフトウェアなどの不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本会員等に付与されたポイントに異常が生じた場合には、その時点における一般の技術水準に従って合理的な措置を講じます。かかる措置にもかかわらず、ポイントの異常が解消されなかった場合、両社に故意または過失なき限り、ポイントの補償を行わないものとしします。

第21条（サービスの終了、停止、変更等）

1. 両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または本会員等に通知することなく、J-POINTプログラムのサービスの全部、または一部の提供を停止し、または内容を変更する措置を取ることができるものとします。
2. 両社は、システムの保守等、J-POINTプログラムのサービスの維持管理に必要な作業のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、事前にJCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。
3. 両社は、営業上その他の理由により、J-POINTプログラムを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことにより会員に不利な影響（ただし、軽微な影響を含みません。）をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までにJCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、J-POINTプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に通知します。
4. 両社は、前各項によるJ-POINTプログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失なき限り、一切責任を負わないものとします。

●カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、「当社」、「両社」、「当社またはJCB」、「当社または両社」をJCBと読み替えるものとします。

J-POINTプログラム利用規定にかかる特則

第1条（本特則の適用）

1. 本特則は、J-POINTプログラム利用規定（以下「本規定」という。）に定めるサービス内容に関し、当社が発行するJCBデビットカードの会員に適用されます。
2. 本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約（個人カードに適用される会員規約を「JCBデビット会員規約（個人用）」、法人カードに適用される会員規約を「JCBデビット会員規約（法人用）」といい、これらを総称して「JCB会員規約」という。）が適用されます。
3. 会員がJCBブランドのクレジットカードとデビットカードの双方の貸与を受けている場合、クレジットカードに付帯するJ-POINTプログラムについては、本規定のみが適用となります。

第2条（本規定の変更）

1. 本規定第1条第2項を以下のとおり変更します。
「2. J-POINTプログラムは両社が定めるJCBブランドのデビットカード（以下「カード」という。）に関するJCBデビット会員規約に規定する付帯サービスとして提供されます。」
2. 本規定第2条第3項を以下のとおりに変更します。
「3. 会員は、当社、JCB、およびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社（以下「JCBの提携会社」という。）が問い合わせ対応、ポイント管理、およびJ-POINTプログラムのサービス提供上必要な事務を行うため、JCBデビット会員規約（個人用）に規定される会員については、住所、氏名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、JCBデビット会員規約（法人用）に規定される法人会員については、住所、法人名・代表者名、電話番号、会員

- 番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、共同利用することに同意するものとします。JCBの提携会社はJCBカードサイト（<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）にてご確認ください。」
- 3.本規定第3条第2項を以下のとおりに変更します。
「2.当社は、カードごとに、標準期間（前月16日から当月15日までの期間をいう。以下同じ。）の会員のポイント付与の対象となる各ショッピング利用代金額を各ポイント算定基準額で除した数（小数点以下まで計算されます。）を合算して算出した数（小数点以下切り捨て）の通常獲得ポイントを標準期間の末日の翌月1日に本会員等に付与します。（以下、ポイントを付与する日を「ポイント付与日」という。）また、両社所定のカードについては、標準期間およびポイント付与日が異なるものがあります。なお、事務処理上の都合により、ポイント付与日が遅延したり、変更になることがあります。」
- 4.本規定第3条第4項の規定はデビットカードの会員には適用されません。
- 5.本規定第3条第5項を以下のとおりに変更します。
「5.加盟店から、当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する売上確定情報の到達が遅延するなどした場合、ポイント付与日は、当社に売上確定情報が到着した日が属する標準期間の末日の翌月1日となります。」
- 6.本規定第4条を以下のとおりに変更します。
「海外現地通貨引き出しサービスにより引き出した金額および金融機関利用料、JCB会員規約に定める手数料、費用（年会費など）、および一部のデビットショッピング利用代金（各種電子マネーチャージ利用代金、募金の利用代金など）（以下総称して「付与対象外代金」という。）については、ポイント付与の対象外となります。また、当行またはJCBが指定するデビットショッピング利用については、第3条第1項に定めるとおり、ポイント算定基準額が200円以外の金額となる場合があります。JCBが指定する付与対象外代金およびポイント算定基準額が異なる利用代金の最新の情報については、JCBカードサイト（<https://www.jcb.co.jp/point/pop/excluding.html>）をご参照ください。付与対象外代金およびポイント算定基準額が異なる利用代金の対象は変更または追加される場合があり、この場合、事前に公表または通知します。また、両社所定のカードについては、上記以外の付与対象外代金およびポイント算定基準額が異なる利用代金が存在する場合があります。詳細は各ご利用ガイドをご参照ください。」
- 7.本規定第6条を以下のとおりに変更します。
「付与されたポイントの残高は、会員専用WEBサービス「MyJCB（マイジェーシービー）」および電話（商品申込・カタログ請求ダイヤル）にて確認いただくことができます。なお、確認できるポイントの残高は、その時点における最新情報ではないことがあります。」
- 8.本規定第8条第2項を以下のとおりに変更します。
「2.前項に定める会員の範囲は、個人カードは本会員および家族会員の利用代金、法人カードは法人会員および全てのカード使用者の利用代金とします。」
- 9.本規定第8条第3項を以下のとおりに変更します。
「3.加盟店から当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する売上確定情報の到達が遅延するなどした場合、当社に売上確定情報が到達した日が当該年度内に間に合わなかった場合には、第1項にかかわらず、当該年度の利用代金の合計金額の集計対象とならず、翌年度の利用代金の合計金額の集計対象として取り扱われる場合があります。」
- 10.本規定第8条第4項を以下のとおりに変更します。
「4.J-POINT ボーナスは、第1項に定める利用代金の合計金額が達成基準金額に到達した日が含まれる標準期間の末日の翌月12日に付与されます（例えば、2026年1月16日から2026年2月15日の標準期間内に達成基準金額に到達した場合、2026年3月12日にポイントが付与されます。）。ただし、前項第1文に該当する事由が発生した場合、当社に売上確定情報が到達した日を基準として利用代金の合計金額が集計されて達成基準金額への到達有無が判定されるため、ポイント付与日は翌月以降となります。」
- 11.本規定第8条第6項を以下のとおりに変更します。
「6.本会員等が両社の承諾に基づき、同一のカード契約内において会員区分の変更（JCB会員規約に基づくものをいい、異なるカード契約を新たに締結する場合は含みません。以下同じ。）をした場合であって、当該変更の結果、会員のカードがJ-POINT ボーナス対象カードではないカード（以下「J-POINT ボーナス対象外カード」という。）からJ-POINT ボーナス対象カードに変更された場合、会員区分の変更の効力が発生した日（両社内において、会員区分の変更の登録を行った日をいい、本会員等が会員区分の変更の希望を申し出た日や本会員等に新たなカード等が届いた日等とは異なります。以下、本条において同じ。）から第1項の利用代金の集計が開始されるものとし、会員区分の変更日前の利用代金額は集計の対象とはなりません。」
- 12.本規定第9条第1項を以下のとおりに変更します。
「1.JCB デビットカードにおけるポイントを特典と交換ができる会員、および交換できるポイントの範囲は下表のとおりです。」

適用会員規約	交換できる会員 (以下「交換可能会員」という。)	家族会員ならびに カード使用者の交換の根拠	交換できるポイントの範囲
JCBデビット会員規約(個人用)	本会員および 家族会員	家族会員の交換は、本会員から 授与された代理権による	第3条第1項、第3項に基づき本会 員に付与されたポイント
JCBデビット会員規約(個人用) および指定口座振替特約	本会員	—	第3条第1項、第3項に基づき本会 員に付与されたポイント
JCBデビット会員規約(法人用)	法人会員および カード使用者	カード使用者による交換は、 法人会員から授与された代理権による	第3条第1項、第3項に基づき法人 会員に付与されたポイント

なお、家族会員およびカード利用者は本会員等から授与された代理権に基づき、月ごとの獲得ポイント数およびポイント詳細、使用済みポイント数、失効ポイントおよび失効予定ポイント数を確認することができます。」

- 13.本規定第9条第3項を以下のとおりに変更します。
「3.ポイントは、JCB所定の次の各号の特典と交換することができます。
(1)現金等価物への交換（デビットショッピング利用代金を引き落とす預金口座に当該金額を入金する方法により特典を交付します。本号に基づく約定支払額の減算のことを「キャッシュバック」という場合があります。この場合、(2)号と異なり、個別のショッピング利用代金が減額されるわけではありません。）
(2)次条に基づき提携先ショッピングの支払代金の全部または一部に充当することが可能な現金等価物への交換（この場合、当該現金等価物は個別のショッピングの支払代金に充当されます。）
(3)JCBが公表する各種他社ポイント、商品券等への交換
(4)JCBが公表するその他の商品への交換」

附則

- 1.Oki Dokiポイントプログラム利用規定（以下「改定前規定」という。）からJ-POINTプログラム利用規定（以下「改定後規定」という。）への改定は、2026年1月12日（以下「効力発生日」という。）をもって効力が生じるものとします。
- 2.改定前規定に基づき本会員等に付与されたOki Dokiポイント（以下「旧ポイント」という。）は、効力発生日をもって、改定後規定に基づくJ-POINT（以下「新ポイント」という。）に自動的に移行され、本会員等は改定後規定に基づき新ポイントを利用できます。なお、旧ポイントのボーナスポイントは、新ポイントのボーナスポイントに自動的に移行されます。
- 3.前項に基づく旧ポイントから新ポイントへの移行の換算レートは、旧ポイント1ポイントあたり新ポイント5ポイントとなります。
- 4.第1項にかかわらず、改定後規定第8条に基づくJ-POINT ボーナス制度の初年度（2025年12月16日から2026年12月15日までの年度）の利用代金の集計は、2025年12月16日以降の利用代金が集計対象となります。
- 5.改定後規定第13条第1項に定める「ポイント付与日」は、改定前規定に基づき本会員等に旧ポイントが付与された日を指すものとします。

第2項に基づき新ポイントに移行された日ではありません。

(JPT777・20260112)